

国税徴収法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(定義)

第一条 この政令において、「国税」、「地方税」、「公課」、「納税者」、「第二次納税義務者」、「保証人」、「滞納者」、「法定納期限」、「徴収職員」、「強制換価手続」、「執行機関」又は「行政機関等」とは、それぞれ国税徴収法(以下「法」という。)第二条第一号、第二号又は第五号から第十三号まで(定義)に規定する国税、地方税、公課、納税者、第二次納税義務者、保証人、滞納者、法定納期限、徴収職員、強制換価手続、執行機関又は行政機関等をいう。

(社会保険制度に基づく給付等)

第三十五条 省 略

2 省 略

3 法第七十七条第二項に規定する政令で定める制度は、次に掲げる制度とする。

一 七 省 略

八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下この号において「平成十三年統合法」という。)附則第二十五条第三項(存続組合の業務等)に規定する存続組合が行う平成十三年統合法附則第三十条第一項(特例一時金の支給)に規定する特例一時金(同項第一号に掲げる者に支給される厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第号)による改正前の平成十三年統合法(以下この号において「平成三十年改正前平成十三年統合法」という。)附則第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項若しくは第二項(特例退職共済年金の支給)に規定する特例退職共済年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第三十八条第一項(特例退職年金の支給)に規定する特例退職年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第三十九条第一項若しくは第五項(特

(定義)

第一条 この政令において、「国税」、「地方税」、「納税者」、「第二次納税義務者」、「保証人」、「滞納者」、「法定納期限」、「徴収職員」、「強制換価手続」、「執行機関」又は「行政機関等」とは、それぞれ国税徴収法(以下「法」という。)第二条第一号、第二号又は第六号から第十三号まで(定義)に規定する国税、地方税、納税者、第二次納税義務者、保証人、滞納者、法定納期限、徴収職員、強制換価手続、執行機関又は行政機関等をいう。

(社会保険制度に基づく給付等)

第三十五条 同 上

2 同 上

3 法第七十七条第二項(社会保険制度の範囲)に規定する政令で定める制度は、次に掲げる制度とする。

一 七 同 上

八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下この号において「平成十三年統合法」という。)附則第二十五条第三項(存続組合の業務等)に規定する存続組合が行う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令(平成十四年政令第四十五号)第二十五条の二第一項(一時金の支給)の一時金(平成十三年統合法附則第三十七条第一項(特例遺族共済年金の支給)に規定する特例遺族共済年金、平成十三年統合法附則第四十二条第一項(特例遺族年金の支給)に規定する特例遺族年金又は平成十三年統合法附則第四十三条第一項(特例通算遺族年金の支給)に規定する特例通算遺族年金の支給に代えて支給されるものを除く。)の支給に関する制度

例減額退職年金の支給)に規定する特例減額退職年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十条第一項(特例通算退職年金の支給)に規定する特例通算退職年金又は平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十四条第一項若しくは第六項(特例老齢農林年金の支給)に規定する特例老齢農林年金に係るものに限る。)の支給に関する制度

九、十二省 略

4 次に掲げる給付に係る債権は、法第七十七条第一項に規定する債権に含まれないものとする。

一、四 省 略

五 中小企業退職金共済法第十六条第一項(解約手当金等)に規定する解約手当金又は特定退職金共済団体が行うこれに類する給付

六 省 略

(参加差押書及び参加差押通知書)

第三十八条 第三十六条第一項(交付要求書の記載事項等)の規定は参加差押書について、同条第二項の規定は法第八十六条第二項前段(参加差押えの手続)の規定による通知について、第三十六条第三項の規定は法第八十六条第二項後段又は第四項において準用する法第五十五条(質権者等に対する差押えの通知)の規定による通知について、それぞれ準用する。この場合において、その参加差押え(法第八十六条第二項に規定する参加差押えをいう。以下同じ。)に係る財産につき仮登記がされており、かつ、当該仮登記が担保のための仮登記であると認められるときは、法第八十六条第四項において準用する法第五十五条の規定による当該担保のための仮登記の権利者に対する通知にその旨を付記しなければならない。

(参加差押えに係る動産等の引渡しを受けた場合の措置)

第四十条 徴収職員は、前条第一項の通知を受けたときは、遅滞なく、その通知に係る動産等を受け取らなければならない。この場合において、同条第二項に規定する徴収職員以外の者でその動産等の保管をしているものから受け取るときは、その者に同項に規定する引渡しをすべき旨の書面を交付するものとする。

2 徴収職員は、必要があると認めるときは、前項の規定により引渡しを受けた動産等を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができ

九、十二 同上

4 同上

一、四 同上

五 中小企業退職金共済法第十六条第一項(解約手当金)に規定する解約手当金又は特定退職金共済団体が行うこれに類する給付

六 同上

(参加差押書及び参加差押通知書)

第三十八条 第三十六条第一項(交付要求書の記載事項等)の規定は参加差押書について、同条第二項の規定は法第八十六条第二項前段(参加差押えの通知)の規定による通知について、第三十六条第三項の規定は法第八十六条第二項後段又は第四項において準用する法第五十五条(質権者等に対する差押えの通知)の規定による通知についてそれぞれ準用する。この場合において、その参加差押え(法第八十六条第二項に規定する参加差押えをいう。以下同じ。)に係る財産につき仮登記がされており、かつ、当該仮登記が担保のための仮登記であると認められるときは、同条第四項において準用する法第五十五条の規定による当該担保のための仮登記の権利者に対する通知にその旨を付記しなければならない。

(参加差押えに係る動産等の引渡しを受けた場合の措置)

第四十条 徴収職員は、前条第一項の通知を受けたときは、遅滞なく、その通知に係る動産等を受け取らなければならない。この場合において、同条第二項に規定する徴収職員以外の者でその動産等の保管をしているものから受け取るときは、その者に同項に規定する引渡しをすべき旨の書面を交付するものとする。

2 徴収職員は、必要があると認めるときは、前項の規定により引渡しを受けた動産等を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができ

きる。ただし、その第三者に保管させる場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

### 3 省略

4 徴収職員は、第一項の規定により動産等の引渡しを受けたときは、速やかに、その旨を引渡しをした税務署長に通知しなければならない。

5 前条第一項の通知があつた日の翌日以後の動産等の保管に関する費用は、その動産等の引渡しを受けた行政機関等に係る滞納処分費とする。

#### (参加差押えがある場合の差押解除時の措置)

第四十一条 税務署長は、差押財産(換価執行決定(法第八十九条の二第一項(参加差押えをした税務署長による換価)に規定する換価執行決定をいう。以下同じ。))がされたものを除く。)につき二以上の参加差押書の交付を受けている場合において、その差押えを解除するときは、その参加差押書(当該解除により差押えの効力を生ずべき参加差押えに係る参加差押書を除くものとし、参加差押書を引き渡すことができないときは、その写しとする。次項において同じ。))及びその差押えに関し法又はこの政令の規定により提出されたその他の書類のうち滞納処分に関し必要なものを、当該解除により差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に引き渡さなければならない。

2 前項の規定による引渡しがあつた場合には、その引き渡された参加差押書に係る参加差押えをした行政機関等は、その参加差押えをした時に、同項に規定する行政機関等に対し参加差押えをしたものとみなし、その引き渡されたその他の書類は、当該行政機関等に提出されたものとみなす。

3 法第八十七条第二項(参加差押えの効力)の規定により税務署長が動産(法第五十八条第一項(第三者が占有する動産等の差押手続)に規定する動産で差し押さえたものに限る。))を参加差押えをした行政機関等に引き渡した場合に、当該動産に関し法第五十九条第一項又は第三項(引渡命令を受けた第三者の権利の保護)(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により配当を受けることができる権利は、当該行政機関等に対して行使することができる。

4 前項の規定は、法第七十一条第四項(自動車、建設機械又は小型船舶の差押え)において準用する法第五十八条及び第五十九条の規定の適用を受ける自動車、建設機械又は小型船舶について準用する。

る。ただし、その第三者に保管させる場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

### 3 同上

4 徴収職員は、第一項の規定により動産等の引渡しを受けたときは、すみやかに、その旨を引渡しをした税務署長に通知しなければならない。

5 前条第一項の通知があつた日の翌日以後の動産等の保管に関する費用は、その動産等の引渡しを受けた行政機関等に係る滞納処分費とする。

#### (参加差押えがある場合の差押解除時の措置)

第四十一条 税務署長は、差押財産につき二以上の参加差押書の交付を受けている場合において、その差押を解除するときは、その参加差押書(当該解除により差押えの効力を生ずべき参加差押に係る参加差押書を除くものとし、参加差押書を引き渡すことができないときは、その写しとする。以下次項において同じ。))及びその差押に関し法又はこの政令の規定により提出されたその他の書類のうち滞納処分に関し必要なものを、当該解除により差押えの効力を生ずべき参加差押をした行政機関等に引き渡さなければならない。

2 前項の規定による引渡しがあつた場合には、その引き渡された参加差押書に係る参加差押をした行政機関等は、その参加差押をした時に、同項に規定する行政機関等に対し参加差押をしたものとみなし、その引き渡されたその他の書類は、当該行政機関等に提出されたものとみなす。

3 法第八十七条第二項(参加差押に係る財産の差押の解除時の措置)の規定により税務署長が動産(法第五十八条第一項(第三者が占有する動産等の差押手続)に規定する動産で差し押さえたものに限る。))を参加差押えをした行政機関等に引き渡した場合に、当該動産に関し法第五十九条第一項又は第三項(引渡命令を受けた第三者の権利の保護)(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定により配当を受けることができる権利は、当該行政機関等に対して行使することができる。

4 前項の規定は、法第七十一条第四項(自動車、建設機械又は小型船舶の差押え)についての準用規定)において準用する法第五十八条及び第五十九条の規定の適用を受ける自動車、建設機械又は小型船舶について準用する。

(参加差押えの解除の請求手続)

第四十二条 第三十七条(交付要求の解除の請求手続)の規定は、法第八十八条第一項(参加差押えの制限、解除等)において準用する法第八十五条第一項(交付要求の解除の請求)の規定による請求について準用する。

(換価執行決定に関する手続等)

第四十二条の二 換価同意行政機関等(法第八十九条の二第三項(参加差押えをした税務署長による換価)に規定する換価同意行政機関等をいう。以下同じ。)は、同項の規定による告知を受けた場合において、差し押さえた不動産(換価執行決定がされたものに限る。第三項において同じ。)につき当該換価執行決定前に交付要求書又は二以上の参加差押書の交付を受けているときは、これらの書類(これらの書類を引き渡すことができないときは、その写しとする。次項において「交付要求書等」という。)及びその差押えに関し法又はこの政令の規定により提出されたその他の書類のうち滞納処分に関し必要なもの(次項において「滞納処分関係書類」という。)を、換価執行税務署長(同条第四項に規定する換価執行税務署長をいう。以下同じ。)に引き渡さなければならない。

2 前項の規定による引渡しがあつた場合には、その引き渡された交付要求書等に係る交付要求をした行政機関等は、その交付要求をした時に、換価執行税務署長に対し交付要求をしたものとみなし、その引き渡された滞納処分関係書類は、当該換価執行税務署長に提出されたものとみなす。

3 換価同意行政機関等は、差し押さえた不動産につき強制執行、仮差押えの執行若しくは担保権の実行としての競売(以下この項において「強制執行等」という。)を開始されたとき、又は強制執行等の申立てが取り下げられたとき、若しくは強制執行等の手続が取り消されたときは、速やかに、その旨の換価執行税務署長に対する通知その他強制執行等の実施に伴い必要な事務を行わなければならない。

4 滞納者の不動産(換価執行決定がされたものに限る。)につき滞納処分が行われた場合における法第八十二条(交付要求の手続)、第八十四条(交付要求の解除)及び第八十六条(参加差押えの手続)の規定の適用については、法第八十二条第一項中「執行機関(破産法(平成十六年法律第七

る。

(参加差押の解除の請求手続)

第四十二条 第三十七条(交付要求の解除の請求手続)の規定は、法第八十八条第一項(参加差押についての準用規定)において準用する法第八十五条第一項(交付要求の解除の請求)の規定による請求について準用する。

十五号) 第一百十四条第一号(租税等の請求権の届出)に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項(交付要求の解除)とあるのは「換価執行行政機関等(第八十九条の二第一項(参加差押えをした税務署長による換価)に規定する換価執行決定をした行政機関等をいう。第八十四条第二項(交付要求の解除)及び第八十六条第一項(参加差押えの手続)と、法第八十四条第二項中「執行機関」とあり、及び法第八十六条第一項中「滞納処分をした行政機関等」とあるのは「換価執行行政機関等」とする。

5 前項の規定の適用がある場合における第三十六条(交付要求書の記載事項等)及び第三十七条(交付要求の解除の請求手続)の規定の適用については、第三十六条第二項第一号中「執行機関(破産法(平成十六年法律第七十五号)第一百十四条第一号(租税等の請求権の届出)に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)とあるのは「換価執行行政機関等(法第八十九条の二第一項(参加差押えをした税務署長による換価)に規定する換価執行決定をした行政機関等をいう)と、第三十七条第二号中「執行機関」とあるのは「換価執行行政機関等」とする。

6 差し押さえた不動産につき換価執行決定がされた場合における法第一百二十八条(配当すべき金銭)及び第二百二十九条(配当の原則)の規定の適用については、法第二百二十八条第一項第四号中「金銭」とあるのは「金銭又は差し押さえた不動産(換価執行決定がされたものに限る。)」の売却代金につき交付を受けた金銭」と、法第二百二十九条第二項中「交付要求」とあるのは「交付要求若しくは差押え」とする。

(換価執行決定の取消しに関する手続等)

第四十二条の三 法第八十九条の三第一項第二号(換価執行決定の取消し)に規定する政令で定めるものは、換価同意行政機関等の滞納処分による差押え(以下この項において「旧差押え」という。))が解除された場合において、当該換価同意行政機関等による参加差押えにつき法第八十七条第一項(参加差押えの効力)の規定により差押え(第一号及び第三号において「新差押え」という。))の効力が生ずるとき(次に掲げる場合を除く。))における当該旧差押えとする。

一 新差押えに係る不動産につき強制執行又は担保権の実行としての競売

が開始されている場合

二 当該参加差押えよりも先にされた交付要求がある場合

三 旧差押えが解除される前に当該旧差押えに係る不動産を換価したとすれば消滅する権利で、新差押えに係る不動産の換価に伴い消滅しないものがある場合

2 | 法第八十九条の三第一項第四号に規定する政令で定めるときは、特定参加差押え(同項第一号に規定する特定参加差押えをいう。以下同じ。)に係る滞納者につき換価の執行をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあると認めるときとする。

3 | 法第八十九条の三第二項第四号に規定する政令で定めるときは、特定参加差押えに係る国税につき国税通則法第四十六条第一項から第三項まで(納税の猶予の要件等)の規定による納税の猶予又は法第五十一条第一項若しくは第五十一条の二第二項(換価の猶予の要件等)の規定による換価の猶予をしたとき、その他これらに類するものとして換価執行税務署長が換価執行決定の取消しを相当と認める事由があるときとする。

4 | 換価執行税務署長は、法第八十九条の三第一項又は第二項の規定により換価執行決定を取り消す場合において、特定参加差押不動産(法第八十九条の二第四項(参加差押えをした税務署長による換価)に規定する特定参加差押不動産をいう。以下同じ。)につき当該換価執行決定の取消し前に交付要求書又は参加差押書(以下この項及び次条において「交付要求書等」という。)の交付を受けているとき(法第八十九条の四(換価執行決定の取消しをした税務署長による換価の続行)の規定により換価を続行する場合を除く。)は、次の表の各号の上欄に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の下欄に掲げる行政機関等に引き渡さなければならぬ。

一 法第八十九条の三第一項又は第二項の規定により換価執行決定を取り消す場合(次号の上欄に掲げる場合を除く。)	その交付要求書等(交付要求書等を引き渡すことができないときは、その写しとする。)	換価同意行政機関等
	及び差押関係書類(その換価執行決定に係る差押え及び特定参加差	

<p>二 法第八十九条の三 第一項（第二号に係 る部分に限る。）の 規定により換価執行 決定を取り消す場合</p>	
<p>その参加差押書（その 特定差押え（同号に規 定する特定差押えをい う。以下この号におい て同じ。）の解除によ り差押えの効力を生ず べき参加差押えに係る 参加差押書を除くもの とし、参加差押書を引 き渡すことができない ときは、その写しとす る。）及び差押関係書 類</p>	<p>押えに関し法又はこの 政令の規定により提出 されたその他の書類の うち滞納処分に関し必 要なものをいう。次号 において同じ。）</p>
<p>その特定差押えの解 除により差押えの効 力を生ずべき参加差 押えをした行政機関 等</p>	

5 前項の規定による引渡しがあつた場合には、その引き渡された同項の表の第一号の中欄に規定する交付要求書等又は同表の第二号の中欄に規定する参加差押書に係る交付要求をした行政機関等は、その交付要求をした時に、同表の各号の下欄に掲げる行政機関等に対し交付要求をしたものとみなし、その引き渡された同表の各号の中欄に掲げる書類は、当該行政機関等に提出されたものとみなす。

(換価の続行に関する手続等)

第四十二条の四 法第八十九条の四（換価執行決定の取消しをした税務署長による換価の続行）の規定による換価の続行があつた場合には、同条に規定する税務署長が特定参加差押不動産につき換価執行決定の取消し前に交付を受けた交付要求書等に係る交付要求をした行政機関等は、その交付要

求をした時に、当該税務署長に対し交付要求をしたものとみなす。この場合において、当該税務署長は、その旨を法第八十九条の第三項（換価執行決定の取消し）の規定による通知に係る書面に付記しなければならない。

（公売保証金を徴しないで公売することができる財産の見積価額）

第四十二条の五 省略

（買受代金の納付の手續）

第四十二条の六 省略

（売却決定の取消しのための国税等の完納の証明）

第四十三条 納税者又は第三者による法第一百七十七条（国税等の完納による売却決定の取消し）の証明は、税務署長に対し国税（特定参加差押不動産を換価する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税又は換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る国税、地方税若しくは公課）の領収証書その他その完納の事実を証する書面を提示することによるものとする。

2 特定参加差押不動産を換価する場合において、換価執行税務署長による参加差押えが二以上あるときは、そのうち最も先にされた参加差押えに係る国税を前項に規定する特定参加差押えに係る国税として、同項の規定を適用する。

（担保権の引受けによる換価の申出）

第四十七条 法第二百二十四条第二項第三号（担保権の消滅又は引受け）に規定する申出は、公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）の前日までに、次の事項を記載した書面を税務署長に提出してするものとする。

- 一 省略
- 二 差押財産又は特定参加差押不動産の名称、数量、性質及び所在
- 三・四 省略

（配当計算書の記載事項等）

第四十九条 配当計算書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一・二 省略

（公売保証金を徴しないで公売することができる財産の見積価額）

第四十二条の二 同上

（買受代金の納付の手續）

第四十二条の三 同上

（売却決定の取消しのための国税完納の証明）

第四十三条 納税者又は第三者による法第一百七十七条（国税の完納による売却決定の取消し）の証明は、税務署長に対し国税の領収証書その他その完納の事実を証する書面を呈示することによるものとする。

（担保権の引受けによる換価の申出）

第四十七条 法第二百二十四条第二項第三号（担保権の引受けによる換価の申出）に規定する申出は、公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）の前日までに、次の事項を記載した書面を税務署長に提出してするものとする。

- 一 同上
- 二 差押財産の名称、数量、性質及び所在
- 三・四 同上

（配当計算書の記載事項等）

第四十九条 同上

- 一・二 同上



三 差押えに係る国税（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税）の金額、配当の順位及び金額その他必要な事項

四 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第百三十条第二項後段（債権額の確認方法）の規定により確認した債権者の氏名及び住所又は居所、債権金額、配当の順位及び金額その他必要な事項

2 五省略

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第三十五条の改正規定及び次項の規定は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号。同項において「統合法改正法」という。）の施行の日から施行する。

（社会保険制度に基づく給付等に関する経過措置）

2 統合法改正法附則第二条第一項（未支給給付に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する特例年金給付（この政令による改正前の国税徴収法施行令第三十五条第三項第八号（社会保険制度に基づく給付等）に規定する一時金に限る。）については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

3 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

（相手国等の租税の徴収の共助）

三 差押に係る国税の金額、配当の順位及び金額その他必要な事項

四 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第百三十条第二項後段（債権現在額申立書を提出しない債権者の債権額の確認）の規定により確認した債権者の氏名及び住所又は居所、債権金額、配当の順位及び金額その他必要な事項

2 五同上

（相手国等の租税の徴収の共助）

国税通則法施行令									第一欄
省略	省略	省略	省略						第二欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第三欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第四欄

第七條 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第四條、第十一條、第十五條の二（第一項、第二項第三号及び第四項を除く。）、第十六條、第十七條、第十八條第一項、第十九條、第三十七條、第三十九條及び第四十三條並びに国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第四條第一項及び第三項、第五條、第五章（第二十四條第四項（同條第六項及び同令第三十二條において準用する場合を含む。）、第三十七條、第四十二條及び第四十三條を除く。）、第五十三條（第二項第五号及び第三項を除く。）並びに第七十條の規定は、法第十一條第四項の規定により国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げるこれらの政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七條 同上

同上									第一欄
同上	同上	同上	同上						第二欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第三欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第四欄

国税徴収法施行令

省略	省略	省略	第五十一条第一号	第四十二条の三第三項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	年度及び税目	よる納税	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	名称その他の共助対象外国租税を特定する事項	よる徴収	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上

同上	同上	同上	第五十一条第一号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	年度及び税目	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	名称その他の共助対象外国租税を特定する事項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

2  
3  
4  
省  
略

省 略	
省 略	省 略
省 略	省 略

2  
3  
4  
同  
上

同 上	
同 上	同 上
同 上	同 上